イノベーション人材育成事業業務委託仕様書

1 業務名

「イノベーション人材育成事業業務委託」

2 業務実施期間

契約日から令和6年1月31日まで

3 業務の目的

企業を取り巻く経済状況をみると、あらゆるビジネス場面でデジタル技術の活用が求められており、技術革新の進展や企業競争の激化といった変化が急速かつ広範囲に生じている。

社会変化はこれまでの経営者や労働者が培った経験・能力・スキルを超えることが多く、 労働者の変化への対応として県内企業等のデジタル化・DXを進めていくに当たり、DXへ のポジティブな姿勢とデジタルを活用した課題解決の思考力・実行力を育成し、企業内でデ ジタル技術の活用を推進していく人材育成への支援が必須となる。

このことから、県内企業等を中心にDXの取り組みを促進に向けた社会人向けDX講座を 実施する。

4 業務の内容

■ 社会人向けDX講座の開催

デジタル技術を用いて自社の事業をどのように変革していくのかを構想し、関係者を リードしていく人材が求められることから、研修受講者が自身の課題も研修題材とした 研修によりDXを「自分ごと化」することで業務を変革し、社内で関係者を巻き込んだ 行動変容が促進されるような育成研修を実施する。

研修内容は、アクティブラーニング型とし、DX 推進に必要となるデジタル技術(ノーコードプログラミング等)の体験を通じ、自らの業務等におけるデジタル技術を活用した課題解決等の企画立案の参考となるようなワークショップ(少人数制の演習)とすること。

また、平易な内容から実践的な内容までを、段階を踏んで実施すると共に、個々の参加者の理解度、達成度に応じて的確な指導が出来るよう、サポート要員を配置するなどの実施体制を構築すること。

なお、AI やプログラミングの研修は必ずしも必要ではありません。

- 1) 開催回数 4回(1日7時間×2日間)
- 2) 開催時期 令和5年9月~12月(予定)
- 3) 開催方法 オンラインで開催
- 4)対象者やまなしキャリアアップユニバーシティ構想の基本理念に賛同する 企業(以下、「賛同企業」という。)に属する働き手、賛同企業への 就職を目指す個人及び理念に賛同し起業を目指す個人(25名×4回 延べ受講者 100名)
- 5) 受 講 料 テキスト代等含め無料

- 6) 運 営 実施内容の企画立案、運営スタッフ(講師+テクニカルサポーター 数名)の手配、当日の進行管理、参加者及び参加企業の募集等一切 の業務を行う。
- 7) 広 報 賛同企業に属する働き手、賛同企業への就職を目指す個人及び豊か さ共創宣言を前提に起業を目指す個人に対する周知を効果的に行う。 また、当該研修をPR する映像(1分程度)を作成する。
- 8) 受講者の募集等 受講者の募集、取りまとめ及び連絡調整を行う。
- 9) アンケート等の作成及び実施

受講者にアンケートを実施する。

10) 実施結果報告 研修終了後、受講者数、取りまとめたアンケート結果等を速やか に県に書面にて報告する。

5 報告

- (1) 受託者は、受託業務に係る実績報告書を本事業の完了後10日以内に県に提出する。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について県から指示があった場合には、速やかに必要事項を 報告する。

6 経費

(1)人件費、旅費、資料·広報物等制作・映像制作費・印刷・発送費、オンラインサービス ライセンス費、研修費、雑費等。

※上記経費は例示であり、事業に必要な経費は受託業者で検討すること。

(2) 上記に係る消費税及び地方消費税。

7 業務実施上の留意事項等

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部 を委託する場合については、県の承諾を得ること。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (8) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。 ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとすること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。
- (12) 本事業は、国費を活用した事業であるため、会計検査院の実地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。